

社会福祉法人牧之原市社会福祉協議会会長表彰候補者推薦要領

第1章 総則

(総則)

第1条 この要領は、牧之原市社会福祉協議会表彰規程（以下「表彰規程」という。）第4条に定める表彰候補者及び感謝状贈呈候補者（以下「候補者」という。）の推薦に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 表彰

(民生委員児童委員及び保護司功労表彰の資格)

第2条 民生委員児童委員及び保護司功労表彰に該当する資格は、次の各号に定める条件を具備するものとする。

- (1) 民生委員児童委員及び保護司として現職（前年4月2日以降の退任者を含む）であること
- (2) 民生委員児童委員及び保護司としての在職期間が5年以上であること
(社会福祉施設、社会福祉関係団体の役員又は施設長、従事者表彰の資格)

第3条 社会福祉施設、社会福祉関係団体の役員又は施設長、従事者功労表彰の資格は、次の各号に定める条件を具備するものとする。

- (1) 社会福祉施設、社会福祉関係団体の役員又は施設長、従事者であること
- (2) 社会福祉施設、社会福祉関係団体の役員は、理事及び監事であること
- (3) 社会福祉関係団体（市老人クラブ等）の役員は、現職であること
- (4) 社会福祉施設、社会福祉関係団体の役員又は施設長として5年以上、従事者は7年以上在職していること

(市社会福祉協議会の役員及び職員功労表彰の資格)

第4条 市社会福祉協議会の役員及び職員功労表彰の資格は、次の各号に定める条件を具備するものとする。

- (1) 市社会福祉協議会の役員又は職員として現職（前年4月2日以降の退任者を含む）であること
- (2) 役員は、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員であること
- (3) 市社会福祉協議会の在任期間が役員として5年以上、職員として7年以上であること

(社会福祉活動功労顕著者の表彰資格)

第5条 社会福祉活動の功労顕著者表彰の資格は、市内または各区でふれあい・いきいきサロン事業や奉仕活動等の地域福祉活動を積極的に行っている個人または団体であること。

(身体障害者、母子・父子世帯等自立更生表彰の資格)

第6条 身体障害者、母子・父子世帯等自立更生表彰の資格は、次の各号に定める条件を具備するものとする。

- (1) 身体障害者及び母子世帯等になってから5年以上自立更生に努めた者であること
- (2) 身体障害者の範囲は、身体障害者手帳5級以上の認定を受けている者であること
- (3) 母子世帯等の範囲は、年齢20歳未満の子供を養育している者、または夫が病気等により就業できず、配偶者が夫に代わり5年以上にわたって子供の養育に努めている者であること
- (4) 現在自立更生に努めている者であること

(在宅介護者表彰の資格)

第7条 在宅介護者表彰の資格は、次の各号に定める条件を具備し、次の各号に定める条件を具備するものとする。

- (1) 在宅重度心身障害児者（身体障害者福祉法による1級または2級及び知的障害者福祉法による重度「A」の者）または在宅寝たきり老人を5年以上にわたって介護している者であること。なお、寝たきり老人については、65歳よりその年数を算定するものとする
- (2) 現在、在宅重度心身障害児者または在宅寝たきり老人を介護している者であること

（青少年社会福祉事業協力者表彰の資格）

第8条 青少年社会福祉事業協力者表彰（ボランティア等）の資格は、次の各号に定める条件を具備するものとする。

- (1) 現在、社会福祉事業に対して、ボランティア活動等により3年以上継続して活動している個人または団体
 - (2) 年数に限らず、特に他の模範となる活動を行っている個人または団体
- （その他社会福祉事業協力者表彰の資格）

第9条 社会福祉事業協力者表彰（ボランティア等）の資格は、次の各号に定める条件を具備するものとする。

- (1) 現在、社会福祉事業に対して、ボランティア活動等により5年以上継続して活動している個人または団体
 - (2) 年数に限らず、特に他の模範となる活動を行っている個人または団体
- （勤続、従事者、役員等の年数算定と基準日）

第10条 候補者の勤続、従事者、役員等の年数算定は、次のとおりとする。

- (1) 勤続年数、年齢及び現在時の基準日は、原則として当該年度の4月1日現在で算定する。ただし、民生委員児童委員功労者に関しては、同委員の改選年度に限り、当該年度の11月30日現在で算定することができる
- (2) 在職期間が中断されている場合は、その在職期間を通算するものとする

第3章 感謝

（感謝状の対象）

第11条 市社会福祉協議会長が感謝の意を表すものは、社会福祉事業に対し、経済的またはその他の方法により積極的に協力援助しているものであって、次の各号に該当するものとする。

- (1) 社会福祉協議会に、年10万円以上の金額またはこれに相当する物品を5年以上継続して協力援助した者
- (2) その他、牧之原市社会福祉協議会会長が認めた者

第4章 推薦

（候補者の推薦）

第12条 表彰に該当する福祉関係団体長または施設長は、この要領に定める表彰または感謝状に該当する者を候補者として、市社会福祉協議会長に推薦するものとする。

（推薦書様式）

第13条 この要領に定める推薦は、次の各号に定める推薦様式による。

- (1) 牧之原市社会福祉大会表彰候補者推薦書（様式第1号）
 - (2) 牧之原市社会福祉大会表彰候補団体推薦書（様式第2号）
- （推薦の時期）

第14条 この要領に定める推薦書の提出は、当該年度の基準日の月末までとする。

（表彰審査）

第15条 表彰審査は、牧之原市社会福祉協議会会長が審査にあたり決定するものとする。

附 則

この要領は、平成17年10月11日から施行する。

この要領は、平成18年2月1日から施行する。

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年1月1日から施行する。

この要領は、令和4年9月1日から施行する。